

第百四回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 三 号

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)

午後三時五分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 衛藤征士郎君 理事 近藤 元次君

理事 島村 宜伸君 理事 玉沢徳一郎君

理事 申原 義直君 理事 田中 恒利君

理事 武田 一夫君 理事 神田 厚君

理事 上草 義輝君 理事 白井日出男君

理事 太田 誠一君 理事 鍵田忠三郎君

理事 片岡 清一君 理事 菊池福治郎君

理事 佐藤 隆君 理事 田邊 國男君

理事 月原 茂皓君 理事 額賀福志郎君

理事 松田 九郎君 理事 三池 信君

理事 山岡 謙藏君 理事 小川 省吾君

理事 上西 和郎君 理事 新村 源雄君

理事 竹内 猛君 理事 辻 一彦君

理事 日野 市朗君 理事 細谷 昭雄君

理事 駒谷 明君 理事 吉浦 忠治君

理事 菅原喜重郎君 理事 津川 武一君

理事 中林 佳子君

出席國務大臣

農林水産大臣 羽田 孜君

出席政府委員

農林水産政務次官 保利 耕輔君

農林水産省經濟局長 後藤 康夫君

農林水産省農畜局長 関谷 俊作君

農林水産省畜産局長 大坪 敏男君

農林水産技術會議事務局長 楠測 欽也君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

農林水産技術會議事務局長 土屋 國夫君

委員外の出席者

科学技術庁計画局ライフサイエンス企画課長 高橋 透君

文部省初等中等教育局長 菊川 治君

文部省高等教育局長 佐藤 禎一君

農林水産大臣官房技術総括審議官 声澤 利彰君

農林水産委員会調査室長 羽多 實君

委員の異動
四月十七日
委員 鍵田忠三郎君 補欠選任 伊藤 公介君
委員 菊池福治郎君 補欠選任 宇野 宗佑君
委員 月原 茂皓君 補欠選任 湯川 宏君
委員 竹内 猛君 補欠選任 佐藤 敬治君

同日

委員 伊藤 公介君 補欠選任 鍵田忠三郎君

委員 宇野 宗佑君 補欠選任 菊池福治郎君

委員 湯川 宏君 補欠選任 月原 茂皓君

委員 佐藤 敬治君 補欠選任 竹内 猛君

同日

委員 野呂田芳成君 補欠選任 額賀福志郎君

委員 林 大幹君 補欠選任 白井日出男君

委員 島田 琢郎君 補欠選任 小川 省吾君

同日

委員 白井日出男君 補欠選任 林 大幹君

額賀福志郎君 野呂田芳成君
小川 省吾君 島田 琢郎君

四月十八日

土地改良事業等に関する請願(工藤晃君紹介)(第三四七〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

生物系特定産業技術研究推進機構法案(内閣提出第二七号)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、生物系特定産業技術研究推進機構法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。武田一夫君。

○武田委員 私は、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、三点ほどに絞って質問をしたいと思います。時間の都合で、要点だけ明快なお答えをいただきたいと思ひます。質問通告はいっぱいしたのですけれども、随分はしりましたから、その点御理解ください。

まず最初に、農林水産分野におけるバイオテクノロジーの定義と意義についてお尋ねをしたいのでありますが、その定義、そしてその主たる手法としてどんなものが挙げられるか、さらに開発利

用の意義はどういうものがあるのか、この三点を簡単に説明していただきたいと思ひます。

(委員長退席、島村委員長代理着席)

○楠測政府委員 お答えいたします。バイオテクノロジーの定義でございますけれども、バイオテクノロジーとは、生物が持つ機能を効率的に利用する技術というふうに定義をしようところでございます。

なお、この分野におきますバイオテクの意義についてはどうかということでございますけれども、このバイオテクノロジーの開発利用によりまして、農林水産業あるいは食品産業あるいは関連産業といったところにおいて画期的な生産性の向上をもたらす可能性がある、しかも、今後魅力ある農林水産業を実現する上で極めて重要な技術であるというふうに考えておるところでございます。

なお、バイオテクノロジーの主要な手法は何かというお尋ねでございますけれども、主要な手法といたしましては、まず第一に遺伝子操作、第二に細胞組織培養、第三に微生物、酵素の利用、この三つの手法が代表的な手法であると考えております。

こういった開発利用の意義でございますが、例えば遺伝子操作によりまして分野といたしましては、種の壁を超えた遺伝子の導入によりまして新しい作物あるいは品種の開発、さらに細胞組織培養の手法でございますけれども、この面では既に実用化の段階に達しておりますような優良種苗の大量生産、さらには第三の微生物、酵素の利用の手法でございますけれども、この面においては主として食品の加工分野等に利用されて、農林水産業、食品産業等の今後の生産の画期的な成果につながるものと考えております。

○武田委員 そこで、社会あるいは農村、農業にどのような波及効果を及ぼすかということが非常

に関心の持たれるところでございますが、この問題についてはどういふふうにお考えになっておいでしようか、お答えいただきたいと思ひます。

○青澤説明員 御説明申し上げます。

バイオテクノロジーの開発普及は、たゞいま技術会議の審議事務局が御説明申し上げましたような、作物の組織培養あるいは家畜の受精卵移植、さらに将来的には組みかえDNAによる画期的な品種の開発等が行われるわけでございすけれども、これによりまして農業生産の安定化と生産力の向上が図れるということ、二番目としては農産物の品質の向上につながるということ、三番目としては資源エネルギーの節減等が行われるということが期待されるわけでございすので、こういうことによりまして、農家経営の安定、農村の活性化、ひいては我が国農業、農村の健全な発展に大きく寄与するものと考えております。

(島村委員長代理退席、委員長着席)

○武田委員 そこで、これは参考人の皆さんがおいでになったときにもお尋ねをしたのでありますが、こうした部門が発展してまいりました実用化が実現の段階にきたときに、農業サイドよりも企業サイドの方に優位性が保たれて、言へば企業業の従属的な存在としての農業になりはしないかという心配を私はするわけでございす。今までの経過を見ますと、農家の皆さん方がいろいろと研究開発をしたようなものも、結局のところ、種とかそういう問題を一つ見ましても、専門的な分野のところはかなり牛耳られている部分が多いというふうなことを考えると、そうした心配に対する歯どめが必要でないかと私は思うのでございす。この点につきましてはどういふ御見解をお持ちでございすか。また、そういう心配に對する対応を何か考えているかどうか、この点についてひとつ御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○羽田國務大臣 今先生からの御心配の点は、実はこの問題を論ずるときによく話がございます。この問題につきましては、育種の技術ですとかあ

るいは栽培の技術などの基礎的な技術開発につきましても、これまでと同様に今後とも国が主体的に進めていくことになっております。また、我が国の立地、當農条件から見まして、全国一律でとか画一的に利用される技術というのは大変少なくて、種苗などにつきましても県が必要なチェックを実施しております。これまでも民間が開発した生産性の向上などに寄与してきている技術も少なくないわけでありまして、御指摘のような事態は生じておらないというふうには思っております。

バイオテクノロジーの発展が農業の企業への従属といったことのないよう、私は今のところ心配はないと思っておりますけれども、しかしそういう御心配は方々でございすので、これからのこういったものの進展を農林水産省としても常にきちんと見きわめ、本当に農業のためにプラスになる、そういったものにしていかねばいけないと思っております。今後とも十分その推移等は見守つていきたいと思っております。

○武田委員 その件につきましてもう少しお尋ねしますが、機構の運営に当たりましては、今大臣も言われましたようにいろいろと御配慮していただきたいと思つておりますけれども、少数の企業による利用に偏ることのないよう、業務執行に公正、公平を期すべきではなからうか、こういう点も注意していかねばならないと思つてございす。

特に民間研究促進業務の出融資事業につきましては、技術研究テーマの選定とかあるいはまた技術研究成果の評価などに関して幅広い見地から審査する専門的審査体制を整備し、公正かつ適切な判断に基づき有効に資金配分が行われるように努めることが大事でないかと思つております。さらに、技術研究の成果が企業の私的な利潤追求のみに利用されることのないよう、農林水産施策との整合性に留意しつつ、広く農林漁業等の振興に活用されるよう配慮しなければならぬとも私は考えます。

そういう意味から、特に公的性情を有する事業主体の育成を図るべきが大事ではないかというふうにも考えております。例えば第三セクター方式とかあるいはまた農協の事業部に担当させるとか、こういうような選択があつてもいいのではないかと考えております。今大臣もおっしゃいましたように、あくまでも現場の農業者にとって利益のある、そしてまた地域農業の振興に寄与するものであるということを目指すのが肝要であらうと思つておるわけであります。そういう意味で、公的性情を持った事業主体の存在が必要となつてくる場合、これに対して公的な補助金で適切に支援する必要があります。また出てくるのではないかと。

いづれにしても、農林水産省の目指すバイオテクノロジーの研究開発に当たっては、今申し上げたことを大きな柱として明確な方向を定めていく必要があると私は考えるのでございす。この点につきましても政府の御所見を重ねてお聞きしたいと思つてございす。

○榊政府委員 お答えいたします。

先生のお尋ねの中で出融資事業の推進に当たつての公平を期する問題でございすけれども、今回の対象とする民間に対する出融資に当たりましては、民間の創意と自主性を尊重するという建前はございすけれども、やはり原資が産業投資特別会計という公的な資金である、そういうことにかんがみまして、当然のことながら、公正さの確保あるいは公益性の配慮が図られる必要があると御指摘のとおり考えております。

このために、この出融資事業の審査体制といたしましては、理事会あるいは評議員会におきまして基本的な方針に即しながら、この方面の技術に関して造詣の深い学識経験者等によりまして、その申請課題、プロジェクトに対する審査を公平に経たした上で採否を決めるような仕組みをつくるべく指導してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの御指摘にありました、プロジェクトの中で、特に地域の特性に立つた地域農業振興の立場で地方の民間あるいは農業団体、都道

府県、こういったところの第三セクター方式によりますローカルカラー豊かなプロジェクトについても、積極的にこういった面の芽を育てるべく支援を図つていきたいというふうにも考えておるところでございす。

○武田委員 次に御尋ねいたします。

今の日本ではバイオテクノロジーの研究開発で多くのアキレス腱を抱えているというふうな指摘をされております。その中身として、原料の問題、それから研究者の供給の問題、基礎研究、応用研究の活用化の問題、それから産学の連携の問題、そしてベンチャーキャピタルの整備の問題、行政の一元化、そして遺伝資源の確保、整理、さらにまた、バイオテクノロジーの実用化に当たつての阻害要因というふうなものとして、基礎技術の立ちおくれ、特に人材不足というふうなものが指摘されている。

そして、こうした問題と同時に、具体的に今ぜひとも手を加えていかねばならない必要欠くべからざる施策につきましても、政府の研究開発助成施策の改善強化、遺伝資源の供給体制の整備、それから、今申し上げましたけれども、人材育成の強化、さらに国立研究機関、大学の研究開発の拡充、それから安全性のガイドラインの適正化、さらに技術情報の流通促進、そして特許制度等知的財産の法的保護の強化等というふうなものが指摘されているわけでございす。

こうした問題を一つ一つ取り上げたいわけでありまして、特に私はこの中から四点左右取り上げて、国の対応についてお尋ねをしたいと思つてございす。

まず第一番目に、人材の不足、人材育成の重要性という問題でございす。この問題について最初に御尋ねしておきたいと思つてございす。

それにつきまして、四月二十日の読売新聞で、「バイオ第一人者、米再流出」「お役人中心、研究を制約」「品種改良に痛手」として農水省の村井博士の記事が出ておりました。この優秀な人材が

アメリカへ流出されていた、こういう事実は今回だけでないという問題でございませう。以前にも利根川進教授、島武博士の教授等優秀な人材がえな人材がアメリカの方に行っているわけでありませう。

ここで、どうしてそういうような事態があるのかということ、そういう方々のお話あるいはまた関係者のお話を聞いてみますと、一例を申し上げますと、利根川博士は、この方はノーベル賞への最短距離にいる日本人だ、こう言われた方で、アメリカのマサチューセッツの工科大学に移ったのでありますが、この方は、科学は三十歳代が勝負なのに、日本ではその最も大切な時期に教授の手伝いのような仕事ばかりで過ごさなければならぬ、これでは勢いがなくなるのは当然だといふようなことを指摘して、仕事を犠牲にしてまで日本に帰るつもりはありませんといふようなことまで言っているわけでありませう。

島武博士の場合も、阪大や京大によい実験設備があるからといって、日本では大学間の壁が厚く、自由には動けない、若い人間には共同研究だつて自由にできない、それどころか、同じ東大の中でも理学部や農学部と自由に交流さえもできない、こういうようなことを談話として述べているわけでありませう。

今回の村井教授の場合も、やはりそういうお役人中心で、研究を制約するような、そういうことには我慢がならない、海外の出張一つとっても融通がきかないとか、研究に対する評価体制がないとか、いろいろと不満があつたようでありませう。

また、これは住友化学の石渡という技術部長さん、この方は、日本は先端産業への取り組みが遅い、あるいは弱い、これは大体、日本の大学のあり方に問題がある、例えば大学の講座編成にしても、高分子化学が最盛期を過ぎた後にやつと高分子学科をつくるか、すべて後手後手、これではどうしようもない。あるいはまた協和醸酵の会長である加藤さんが、日本という国は、何よりもまずいのは国家公務員法というあの代物ですよ、あれで

国立大学教授はがんじがらめに縛られていて動きがとれない、米國では遺伝子工学で目覚ましい業績を上げた学者たちが大学教授のままだとどんな企業の中に入っている、日本はそれができない、日本は立ちおくれるばかりであるといふような御意見があるわけでありませう。

こういうようなことをいろいろ考えたときに、やはり人材の育成強化という問題について、農林省を含めて文部省等々、国全体としてそこに反省すべき問題が多くあると思つておりますが、この点につきまして率直なる御意見を聞かせていただきたい、こう思つてございませう。

○羽田國務大臣 多少、私の私見になるかもしれませんが、端技術、こういったものを発展させる、開発させていく、こういったことのためにどうしても人材がなければならぬ、私もそう思います。そして、今日まで、よく言われるのですけれども、どうも我が國の場合には、応用といひますか、一つの基礎研究に対して応用させていく、そういった分野は強いけれども、どうも基礎的な面が弱いのじやないかといふことをよく指摘されます。それは、御指摘になつたような体制もあるのじやないかといふことも言われておりますけれども、こういった問題については、我々としても本当に勉強していかなければならぬと思ひます。

なお、今、日本で村井さんがこちらに帰つてきて研究をしておられたけれども、この方がまたアメリカに帰つてしまふといふ問題。これはちよつと私もまだ細かく読んでおりませうので、後ほど事務局の方から申し上げますけれども、アメリカでの研究者と、あるいは関係者の皆さん方と昨年MITの方へ参りましたときにもいろいろお話をしましたけれども、大きく違ふのは、何といふのですか、これは向こうは民間が相当研究しているといふこともありませうが、ともかくも時間といふのは、思い立つたときにぱつと研究室に入つてくる、そしてそれこそいろいろな分野の人たちが集まつて、それこそ一杯飲みながら徹夜

してそんな問題について議論する、昼間は全然出てこない。もちろん髪形の形から着ているものもむちゃくちゃなあれで、そのかわり自由奔放に、そういったところから研究成果が生まれてくるといふことがあつて、そういう自由といふものもこういうものの研究といふものには必要なのかなといふふうに思つたのです。

日本の場合には、やはり規律正しく物事を進めていくといふ、これは役所もそうでしょうし、公の機関もそうでありませうし、民間の場合もどちらかといふとそうでありませうけれども、それはどちらがいいのか、これからこういった問題について私どもとしても真剣に考えていかなければならぬと思つております。この問題については、いづれ事務局の方からお答えをいただきたいと思ひます。

なお、いづれにしましても、そういう中で農林水産省としましても研究者の資質向上のために、長期の在外の派遣制度による海外留学ですとか、あるいは国内留学制度によりまして大学に派遣するといふようなことをやりまして、先端的な分野における人材の確保あるいは養成、こういったことを行つてきております。また、都道府県でも大変先端技術に今熱心になつてきております。しかし、まだ人材が不足するといふことでございまして、また民間でもそういうことがございまして、そういった方々を國の研究機関の方に一定期間受け入れまして研究能力を高める、そういった支援なんかも行つておるところでございませう。

ことしあたり、農学系の受験者の希望者の倍率といふのがほかの学科に比べて最高であつたといふことがありますし、また私も、いろいろなバリエーションに關しての先端技術に關してのシンポジウムですとかそういったものを見ましても、二百人ぐらいの受講生といひますか、そういった人が来るだろうと思つたのが、千五百人も二千人も、しかも中学生とか高校生から大人の人までがそういったものに参加するといふことで、やはり急速に先端技術あるいはバイオテクノロジーといふもの

のに対する関心といふものが深まつてきておりますから、そういった人の中から本當の研究者たちを養成できるような体制といふものを、従来の体制をさらに促進すると同時に、やはりそういった人たちが本當に研究できるような体制といふものも、私どももいろいろな角度から注意深く見守り、またそういったものの中で発展させ得るものがあつたら発展させていかなければならぬ。いづれにしても人材確保といふことは非常に重要なことであると考えておりますので、御指摘の点をよく踏まえていきたいと思ひます。

前段の問題について、技術會議の事務局の方からちよつとお答えさせませう。

○榎瀨政府委員 先ほどのお話の村井氏の件でございませうけれども、昭和五十八年の十一月に農林水産省に採用—十五年間アメリカで研究をされた方ですけれども、新しく農産生物資源研究所が設立されたときに、分子生物学の専門家といふことで農林水産省で採用をした方でございませう。こういった非常に長い海外の経験を積まれた研究者で、今大臣もちよつとお話ありましたけれども、そういったアメリカ特有の雰囲気の中で育つた研究者でございませう。私どものところにちよつと二年半で今回退職といふことでございませうけれども、やはり現在の私どものこういった試験研究機関の制度、制約、こういったものにどうしてなじめにくいといふ面が一つの原因かと考えておりますが、こういった事態それ自体については大変残念だと思つております。私どももいろいろと慰留を図つたのですが、こういうことになつております。

今後こういった人材を、さらに私どもとしては優秀な研究者を育てる必要がありますし、そういった観点から、今後一層、研究環境の改善といふことに努力を図つてまいりたいと思つております。

○武田委員 いずれにしましても、優秀な人材が重要になつてくる部門でございませうし、そういった方々が、でき得れば日本のそういう体制の中で十分に力が発揮できるようにさせてあげる環境づく

昭和六十一年四月二十二日

りが必要だと思つたのです。三十代から四十代の初めの方々が大体研究の最高峰まで行つてしまつてしまつておられる、先ほど私が名前を挙げた方々も大体三十一、二と四十の前半の方でございませう。そういう意味では非常に有能な人材であります。そういう方々があつて、また後輩が育つというわけでありませうから、この点については、特に日本の場合には人材の養成というのが急務である、特に基礎研究の部門において格段の必要性があるということを心にとどめておいて対応をしてほしい、こう思つておられます。

きょうは文部省にも来てもらつておられるわけですが、そういう意味で、大学教育の中におけるこうした部門の対応はどうなつていられるのかという問題と、この間も参考人の皆さんの中から、やはり人材の育成というのは高校生のレベルのときから必要だ、私もぜひそうあるべきだと思つておりますが、こうした点につきましては文部省としての取り組みはどういうふうになつていられるのか、その点についてひとつ明快なる御答弁をちょうだいしたいと思つておられます。

○佐藤説明員 バイオサイエンスに関する教育研究活動を推進いたしますためには、すぐれた資質、能力を持つ研究者の確保、それから独創性のある若手研究者の養成、こういうことが極めて重要な課題であることはたゞいま御指摘のとおりでございませう。私どもの学術審議会におきましては本年二月に建議をちょうだいいたしておりました。「大学等におけるバイオサイエンス研究の推進について」ということでございませうが、その中でも同様の趣旨が述べられておられるわけでございます。先端科学技術に関連をすることでございませうので、大学での取り組みは、まず研究活動面、研究所あるいは研究施設の充実といったところから手をつけまして、順次大学院の研究組織あるいは学部段階の教育研究活動の組織というふうな整備をされていっていただくわけでございます。最近におきましても、大学院レベルでは京都大学や九州大学に、あるいは学部レベルでは東京工大に学科をつくる

というようなことが進められておられるわけでございます。

今後とも、学術審議会の建議の趣旨も踏まえまして、また大学における教育研究活動でございませうので、大学の御意向をよく伺いながら、この関係の整備充実について努めてまいりたいと思つております。次第でございませう。

○菊川説明員 高等学校におきます職業教育につきましては、これまで科学技術の進歩や産業構造の変化に対応して教育内容の改善に取り組んできたところでございませう。

農業高校の教育内容に關しまして、昨年二月に出されました理科教育及び産業教育審議会の答申におきまして、農業分野におけるバイオテクノロジーの進展に對し、一層配慮する必要があると指摘されておられるところでございませう。この答申を契機に、全国の農業高校におきまして、バイオテクノロジーの進展に對する観点から教育内容の見直しが行われておられるところでございませう。具体的に申し上げますと、例えば動物の受精卵の培養、植物の組織培養等を教育内容とします生物工学科の設置が進められ、また、従来からございました園芸科等におきましては、洋ランとかイチゴ、カーネーション等の組織培養に關する教育の導入が行われておられるところでございませう。

これによりましてバイオテクノロジーに關します素養を持った人材の輩出が行われておられるところでございますが、文部省としましては、今後ともバイオテクノロジー、バイオサイエンスの進展等、時代に即した高校教育の充実に努めてまいりたいと思つておられます。

○武田委員 今度、東北大学で、バイオテクノロジーの急速な進展に對し、新年度に全学共同利用の遺伝子実験施設を設け、人材育成と遺伝子関連の独自の研究に力を入れるということになりました。随分遅いと思つたのですが、これで国立大学では全国で七番目。東大、名大、筑波大、北大、九

大、金沢大、今度の東北大学で七番目、非常に対応ができておられると思つております。特に、農芸化学がやつておられる微生物を使つてのバイオテクノロジー、つまり工業サイエンスに立つたバイオテクノロジーというのはかなり進んでいるようですが、植物、動物とかの農業バイオテクノロジーの基礎研究は非常に弱いと指摘されておられますから、この際ひとつ、各大学のそうした施設の充実とともに、人材養成の機関としての充実の度合いを一層高めてほしい、このことをまず要望しておきたいと思つたのであります。

そこで、時間が余りありませんので、次にお願ひしたいことは、基礎研究が非常におくれているにもかかわらず、日本の場合にはその方面に對する投資がアメリカなどに比べて非常に低い。何か、アメリカの十分の一以下であると指摘されておられる。それに、財政投資の絶対額がまだまだ少ないというところによつて、それでなくては格差があるのが、今後さらに水をあけられる心配はないのかというところでございませう。

いろいろ勉強したところでは、アメリカではバイオテクノロジーの基礎的研究であるライフサイエンスのレベルが非常に高い。それは、国の投資が基礎研究に集中して行われている、ここが日本と違ふのだ。日本人がアメリカの大学や研究機関で仕事をしておられるのは、そういう方々に豊富な研究費があるのが魅力である、こういうことも指摘されておられるわけですが、我が国の場合は、最近、年々バイオテクノロジーの重要性が指摘されまして関連の予算は増額されておりますけれども、どちらかというところ我が国の場合の予算の特徴は、企業に對しての開発資金に援助するということか、そういう傾向が強い。いわゆる基礎研究にもっともお金の投資が必要だという指摘があるのですが、この点についてどういふふうにお考えであるか。私は、今これに相當のウェイトを置かないと、指摘されるようなアメリカ等との格差が大きくなつていくという心配をするだけに、この際、そういうことのないような配慮を予算の面でもし

てほしいということを要望しながら、質問するわけでございます。

○橋本政府委員 先生の御指摘のとおりでございまして、バイオテクノロジーの今後の研究開発を進めるに当たりましては、基礎研究の果たす役割、特に国の機関におきまして基礎研究分野の役割が非常に大きいと考えております。そういった観点から、国の試験研究機関におきましては、基礎的、基礎的技術の開発を通じてバイオテクノロジーの開発の先導的な役割を果たしていくことが極めて重要であると考えておりますし、そういった観点から、例えば細胞融合でありますとか組みかえDNA技術の開発、あるいは遺伝子の発現機構の解明、こういったことを長期的な視点に立つて推進しておられるわけですが、さらにまた、こういったバイオテクノロジーの基礎となる生物の遺伝資源の総合的な確保、こういったところにも力を入れておられる次第でございまして、こういった観点での研究投資、こういったものについても昨今、年々充実を図つてまいつておられる次第でございませう。

○武田委員 次に、安全性のガイドラインの適正化の問題で質問いたします。

非常に未知の問題が多い遺伝子操作技術でありますこのバイオテクノロジーが、どちらかというところ非常にパラスの夢が先行しているように思ひます。そういういろいろな本もたくさん出ておられるわけですが、しかしながら、反面、このバイオテクノロジーのブームへの警告と、それからセキユリティー、いわゆる安全性の問題について指摘されておられるわけでございます。特にこの遺伝子操作の潜在的危険性というものについてどういふふうな認識をされておられるか、この問題をまず最初にお尋ねをしておきたいと思ひます。そして、この安全対策というものはどうあるべきかというような点についてのお考えをひとつお聞きしたい。

これは農林水産省と同時に、きょうは科学技術庁にも来ていただいておりますのでございませう。

ら、両者からそれぞれひとつ御答弁をいただきました、こういうふうに思います。

○榊浦政府委員 遺伝子操作の潜在的な危険性についてどう考えておられるかというところでございますけれども、組みかえDNAの技術、バイオテクノロジーの中の特に組みかえDNA技術でございませうけれども、これにつきましては、科学技術会議の八号答申の中でも述べられていたところでございませうけれども、これまで自然界に存在しなかった新しい遺伝子の組み合わせを持つような細胞がつくられる、そういったことから、用いられる試料によりましては人間及びその他の生物に危険をもたらす可能性がないとは断言できない、そういう意見がございませう。これに對しまして、生物の持つ機能の完全な解明には至っていない現時点におきましては、こうした考えを科学的に完全には否定できないということが、今先生御指摘の潜在的危険性ということの事情かなというふうにごえております。

なお、各国でもう二十年以上にわたりまして、それぞれ組みかえDNA実験に關しまするガイドラインを定めまして、そのもとで非常に数多くの実験が行われてきたわけでございませうけれども、こういった実験の経過の中では、懸念されたようなことが現実のものとなったという例は聞いていない次第でございませう。

○高橋説明員 お答えいたします。

組みかえDNA技術の研究は、ライフサイエンスの中でも特に重要な分野でございまして、その成果は、がんの本態の解明とかそういう基礎研究、それからインシュリン、インターフェロン等の医薬品の生産、動植物の品種の改良等応用研究に至るまで、広い範囲において人類の福祉に大きく貢献するものでございませう。

この組みかえDNA技術の研究は、生物に新しい性質を持たせるといふ面もございませうので、研究実施に当たっては安全の確保に万全を期すことが必要と認識しているところでございませう。このため、昭和五十四年八月に内閣総理大臣が科学技

術会議の答申に基づきまして組織えDNA実験指針を定めていらっしゃるところでございませう。この指針は、内閣総理大臣から各省庁大臣、都道府県知事、民間機関に對して通知して周知徹底を図っておりまして、その遵守方を要請しているところでございませう。これらによつて各種研究機関における研究は安全に行われているところでございませうが、今後とも安全の確保には最大限努力をしていく所存でございませう。

以上でございませう。

○武田委員 その点についてもう少しお尋ねしますが、埼玉大学理学部教授の市川定夫さんが指摘していることをちよつと参考までに読んでみたいと思ひます。

生物は、その長大な進化の過程で、自然界に適應し、異なる生物種間の有機的なつながり（生態系）を確立してきた。

こうした進化、適應、生態系形成のすべての過程は、自然環境との長い長い接触の中で培われたものであつて、それゆゑに現存する生物種は、それぞれの自然環境中に存在する諸条件に適應する能力をもち合わせている。

たとえば、毒物に對しても、忌避して摂取しない、分解・無毒化する、速やかに体外に排出する、抵抗性、免疫性をもつなどの機能を備えている。

しかし、生物がかつて遭遇したことのない物質、要因、つまり人類が科学技術によつて作り出した、自然界には存在しなかつたものに対しては、違つてくる。

適應の機会を全くもたなかつた生物は、生態系全体として適應を全く知らない。

天然に存在しなかつた人工の化学物質に對しては、生物は、これら未遭遇の物質を識別する能力をもたず、それゆゑ忌避して摂取しないという反応を示さないばかりか、体内に入つてしまつと、分解・無毒化したり、体外に排出したりする機能を持たないから、これら人工化合物は体内や生態系内に蓄積する。

こういう一つの論文を私、読みまして、これからこういうような状況の中で、いろいろな予想しないような、例えばがんのようなものが出てきていくというところでありますが、植物は動かないから安心だというような考えがあるようでございませうけれども、一般的に高等植物は自力力が非常に強いだけに、いわゆる変な遺伝子が生態系を破壊する、そういうことの要因になりはしないかといううような心配、要するに、そういう今までなかつたこと、経験のないことの中で起る、今ここに取り上げられたいろいろな危険性というものを十分に勘案しまして、安全性の問題については殊のほかにはきちつとしたガイドライン等設けて対応しなくては行けない、こういうふうにご指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、バイオテクノロジー先端技術に關する試験研究を推進するに当たりましては、今申し上げましたように、生物災害発生の危険性などに十分配慮して、適正な試験研究が行われるよう指導監督に万全を期していきうように重ねて私は要望し、その実用化に當りましては、安全性の確保及び、問題は食品です、食品として供することの適格性等について事前評価するための制度確立なども必要だといふふうに私は思ひます。この点が、この点につきましてはどういふふうにお考えでございませうか、お答えをいただきたい、このう思ひます。

○榊浦政府委員 お答えいたします。

組みかえDNA技術の実用化段階を迎えているわけでございまして、こうした状況の中で、今先生御指摘のように、この技術が非常に画期的なものであるがゆゑに、一層その安全性の確保に對しては実用化段階においても十分留意する必要があるといふふうにごえておるわけでございませう。

こうした観点から、農林水産省におきましても、この技術が農林水産分野におきましてもの実用化段階での活用が大いに期待されるという状況の中で、適正な安全性の確保のあり方につきまして、先生今御指摘の点も十分踏まえながら、今後早急

に検討してまいりたいと思ひます。

○武田委員 生命や生物にまつわる科学技術というのはいろいろと各省庁によつて名前がたぐさございませう。科学技術庁や厚生省はライフサイエンス、通産省はバイオインダストリー、農水省がバイオテクノロジー、文部省がバイオサイエンス、こういうふういろいろなところあるわけでございませうが、各省庁ごつてこの分野の研究を強化しようというところであれば、この推進策と同時に安全策も強化する必要がある、こういうふうにご思ひます。ですから、各省庁がばらばらに研究を推進するものであれば、なおのこと安全の基準というもののや規制については国として統一したものを確立する必要があると思ひます。この点は、お互いの縄張り争いの中で変なことになるまいに、省庁の連携の中でしっかりと対応していただきたいとお願ひをいたします。

我が党としましては、このバイオテクノロジーの健全な発展を推進するために、一つには平和利用のみに限る、二番目には人間及び環境に對する安全の確保のもとに行う、三番目に民主的に研究開発を行う、四番目に人間に對する遺伝子操作等は適正なる情報の告知のもとに当該者または保護者の同意を必要とする、それから研究開発に關する情報は公開するといふ五原則を確立して、その遵守方を推進することにしていくわけでございませう。そして、安全行政の総括的機関などもしくと設置して、その中で、十分に危険性のない、要するに絶対に安全といふものを目指しての取り組みが何よりも今後大事な課題であるといふふうに考えているわけでございませうが、こうした問題につきまして、今後この問題についての取り組みに對する御決意も最後に大臣からお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○榊浦政府委員 農林水産分野の技術開発でございませうけれども、御承知のように、これは生物を對象にいたしまして、自然との調和を保ちながら、多数の生産者に利用され、そこで安全で良質かつ

低コストの食糧を安定的に供給することを目的として進められているところに特徴があると考へております。こうした性格から見まして、農林水産分野におきまして遺伝子操作等の先端的な技術開発を今後推進するに当たりまして、その成果が終局的には農林漁業者や消費者に幅広く利用されまして、国土資源の維持、培養等にも十分役立つ、そういうものでなければ今後の産業技術としての意味がないのではないかとこのように考へております。

したがって、これまでと同様、今後におきましても御提言の趣旨に反するような状況がないように進めたいと考へております。画期的な技術としてこの遺伝子組みかえの技術に非常な大い期待があるだけに、研究者の独創的な発想を尊重しつつ、産官学の連携あるいは研究情報、人材の交流、こういったことに努力をしながら、先生御指摘の安全性の確保には十分留意いたしましてこの分野の技術開発の促進を図ってまいりたいと考へております。

○羽田国務大臣 先日申し上げましたけれども、この安全性の問題につきましては、例のサミットにおきましても各国の首脳が集まりまして議論をし、そしてその後毎年この問題について各地で実は議論をされ、ことしも議論をされるようになっております。そこに集まる人々も、単にこの専門の技術者とか科学者というだけではなくて、幅広い分野の学者の方々あるいは宗教家の方々、そのほかの皆さん方も見えになりながらそういったことが議論されております。

私達もそういった議論の動向というものを見守りながら、また今日のこの技術の進み具合というものも十分見守りながら、特にこれが実用化されるときに、それが本当に安全であるかどうかということ、これは今御指摘のとおりでありまして、人類の福祉を増進するというところでございまして、人間の福祉が開発される、あるいは農業生産というものが真つに行われていくという中で研究が行われなければならないというふうに私どもの

分野でも思っております。

なお、今お話がありました各省庁が縄張りといひますか、お互いに切磋琢磨する、あるいは違つた分野がありますからそれぞれが研究する、しかしそういった中でも安全性というものはお互いに確保しなければいけないということで、これは全体的に見詰めていく必要があるかと考へております。

いずれにいたしましても、今御提案のありましたことも踏まえながら、安全でしかもこれが人類の福利につながるのだということを目標にして、これからのそれぞれ研究を進められていくように私どもも万全な体制を整えてまいりたい、かように考へております。

○武田委員 時間が来ましたので終わります。

○大石委員長 菅原重郎君。

○菅原委員 バイオテクノロジーの研究開発は今後の我が国の農林水産業の発展にとって極めて重要な役割を持つものと考へまして、今回の法案提案には一応前向きに私達も取り組んでいこうと考へております。しかし、この場合、基礎的分野の研究、植物組織や細胞のバイオ技術とか分子生物学の一連の操作とか生体内の一連の生化学反応の解明という、長年月の基礎研究を有する分野というのを見逃し得ないわけでございます。この点について国の果たす役割は大きいわけでございますので、国と民間の役割についてどのように考へているか、また国のバイオテクノロジーの推進のための体制はどのようなものになっているのか、今後の体制整備をどう進めるのかをお伺いし、大臣にはこの基礎研究を中心に国の果たす役割の推進についての所信をお伺いしたいと思つてございまして。

○樺淵政府委員 お答えいたします。

初めにバイオテクノロジーの研究推進に当たりましての国と民間との役割はどうかということでございます。この方面の研究開発につきましては、非常に分野が広いということと同時に、基礎研究から応用、実用化のための技術を総合的に進めていく、そういったことが必要でございます。この

いった観点から国の試験研究におきましては基礎的、基盤的な技術の開発、ここに重点を置いて進めてまいっております。特に先生先ほどお話のありましたような組みかえDNA技術だとか細胞融合というような基礎的な研究、あるいは遺伝資源の確保とか、こういう基盤的な研究、こういうところに特に国は重点を置いております。

民間でございませうけれども、民間の研究は、国等のそういった基礎的な研究成果の活用あるいは遺伝資源の活用、こういった観点から、主として応用的、実用的分野におきます技術開発、こういったところで民間に期待するところが大きいわけでございます。民間の非常に高い研究開発ポテンシャルというのは、食品でありますとか農業、肥料あるいは動物用の医薬品とか飼料、こういった分野に從來から非常に実績があるわけでございますが、こういった点の研究開発が中心になって進められると考へております。

さらにバイオテクノロジーの体制についてでございますけれども、御案内のように五十八年十二月に農林水産省としては農業生物資源研究所を設立いたしておりますし、さらに五十九年には技術会議の事務局の中にバイオテクノロジー室を設置いたしておりました。国の試験研究の推進体制の整備を図っております。五十九年からはバイオテクノロジーを精力的に進めることとしたしまして、ここで産官学の連携ということを中心にして研究開発を進めておりますし、六十年からは御承知の農林水産省のバイオテクノロジーの整備に力を入れてございまして、さらに六十一年度には、引き続き総合的なバイオテクノロジーの開発というふうな観点から、国の専門機関あるいは地域農業試験場にバイオテクノロジーに関します研究室を設ける等、国の体制の整備を図ることと同時に、現在御審議願っておりますこの生物系特定産業技術研究推進機構の設置等によりまして、民間研究の促進を図るという方向で進めておるところでございます。

○羽田国務大臣 今先生から御指摘のとおり、バイオテクノロジーあるいは先端技術、こういった

ものの開発につきまして国が果たす役割、まさに基礎的な面においてこれを進めていくべきである、御指摘のとおりであります。国としましては、今後とも民間の活力、これを有効に活用するための新たな、今お願いしておりますような方途、こういったものとあわせて、国などの公的機関における先導的、基盤的な技術開発の充実にさらに努めてまいりたい、かように考へております。

○菅原委員 バイオテクノロジーと遺伝資源とは、いわば車の両輪のようなものでございまして。そこで、我が国の遺伝資源の収集、保存の状況はどうなっているのか、世界に比べて十分な体制となつていないか、今後どのように進めていくか、お伺いいたします。

○樺淵政府委員 我が国の遺伝資源の確保の状況でございますけれども、現在時点で植物の遺伝資源で約十二万点ということになってございまして、これは遺伝資源に關します先進諸国、例えばアメリカでは三十四万点あるのはソ連では三十五万点、中国では三十万点、こういうところに比べますとまだまだ十分な水準とは言えない状況にございまして。したがって、今後は国内の在来種はもちろんのことでございまして、熱帯、亜熱帯を中心としたさまざまな遺伝資源の宝庫と目される地域を中心に、国際協力等を通じて海外の遺伝資源を積極的に収集をしてまいりたい。当面、現在のジョンパンク事業の推進構想の中では、昭和六十七年度をめぐりまして、先進諸国に近い水準に達成するように努力をしているところでございまして。

○菅原委員 この遺伝資源は、人類共通の資産として今後これを蓄積していかなければならないもの、だ、こう思っているわけでございます。そしてバイオテクノロジーの技術の開発は、やはり世界人類の幸福に役立てていく方向にまず一つの基礎、哲学を置くべきだと考へるわけでございます。そのためには、この研究開発の推進、遺伝資源の探索、収集、保存、交換、利用について、国際的な提携協力を進めることが重要だと考へるわけござい

昭和六十一年四月二十二日

す。

我が国におきまます牛の白血病でございしますが、地域により差はありますもの、ほぼ全国的に発生いたしております。その発生状況でございします、昭和五十九年度におきまます発生頭数は家畜共済統計によりますれば百九十頭となっております。

次に本病の発生原因についてでございますが、現在までの研究では一部原因不明なものもありますけれども、大部分は牛白血病ウイルスに起因するといふふうにされておるところでございます。ただ発病する牛でございしますが、牛の白血病ウイルスに感染したものでござい一部、頭数で申しますと一千頭感染した中で発病したものは大体一頭程度というところでございます、そういう発病の状況でございます。

○柳瀬政府委員 牛の白血病に關しまする試験研究の実施状況でございます。

昭和五十五年度から四カ年計画のプロジェクト研究ということで、牛白血病の早期診断及び予防技術の開発に關する研究、こういったプロジェクト研究を家畜衛生試験場を中心といたしまして公立機関、大学等の協力を得ながら実施をしてまいったところでございします。この中で病理学的あるいはウイルス学的な調査を実施いたしまして、発生の生態の把握をやつてまいったわけですが、これも、あわせて白血病の診断法を確立をいたした次第でございます。

これは白血病に感染した牛につきまして、寒天ゲル内の沈降反応あるいはエライザー法という酵素免疫測定法、こういった方法によりまして牛が白血病にかかつている場合にそれを判別することが可能になった、これがこのプロジェクトの成果でございます。こういったことで、今後とも引き続き白血病によりまます腫瘍、どういふプロセスでいわれる腫瘍が起るのか、あるいは腫瘍免疫の研究、こういった面を通してながら白血病のワクチン開発、現在その確立に向けて研究が進められていのが現状でございます。

○中林委員 私が直接畜産農家からお話を聞いたところでは、この白血病はアブによる感染で広がっているのではないか、このように言われているという状況なんです。今、白血病の発病した頭数だとか、実際にそういう病原を持っている牛が病気になる率というのは千頭に対して一頭の割合だとかというぐあいに非常に低い数字をお述べになつておられるわけですが、農家にとつては非常に不安材料になつております。

昨年島根県内のある地域で九戸の乳用牛三百三十二頭について白血病の抗体検査をしたところ、何とその二・二％に当たる七十七頭の牛が陽性となつていたことが判明しました。多い農家では四〇％陽性という農家も出てきております。白血病になればその牛は淘汰しなければならず、畜産農家にとつても甚大な被害を受けることになるわけで、一日も早く原因究明と予防対策が求められております。

農水省として今プロジェクトという四年計画のお話がありましたけれども、家畜衛生試験場を通じて特別の研究体制を指示していただきたい、農家の側からの非常に強い要望でございします。そして全国的規模で白血病の検査をやつてほしいという要望があるわけですが、この点はいかがでしょうか。

○柳瀬政府委員 先ほど申し上げました特別研究の中で、全国的な規模で昭和五十五年と五十七年につきまして相当な検査頭数を用ひまして乳用牛と肉用牛についての白血病ウイルス抗体の調査をいたしております。そこで地域によつてそういった陽性に出る、いわば感染率が十分違つていふ実態がわかつておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現在家畜衛生試験場におきましては、こういった全体の診断法の確立に続く研究のプロセスといたしましてワクチン開発、これは非常に難問がたくさんありましてなかなか思うように進んでいないようでございますけれども、こういったワクチン開発に向けてこの研究に鋭意取り組んでいるという状況でございます。

○中林委員 農家側の話では、まだまだ国の検査体制というのはいまなめる、このように言つております。といひますのは、ゲル沈降反応の試薬が非常に少なく高いというのです。それで、一頭五百円農家負担がかつて、五十頭ぐらゐ飼つている農家はざらなんです。ですから検査しなさい、かかるという話なんです。ですから検査しなさい、ほうつておいた方があるいは差し引き計算をすればいいのではないかというぐらゐな農家もある。だけれども、大変恐ろしい病気の何とかがやりたいのだけれども、国が率先して全国的にこの検査の体制をとつてもらわなければ、特に和牛農家などは、乳牛の方は直接乳にも影響を及ぼすかも知れないという観点から比較的検査をする農家は多いと思うのですが、和牛などは検査の農家の戸数は非常に低いということを農家側は話しておりました。ですから、二回にわたつて全国的にやつたのだとお話しになりますけれども、検査体制をぜひ強化していただきたいということを重ねて要求いたします。

さらに、具体的にはこういう話もあるわけですが、これは家畜衛生試験場のウイルス第三研が試料収集をやつていふ話だつたのですが、島根の畜産農家で聞いた話では、ある農家の陽性となつた牛をぜひ研究標本で欲しいと言われて、提供してもいいということになつたのですけれども、結局運賃の予算が確保できないために血液標本だけ持つて帰つていったということなんです。研究者はその牛自体が欲しいということだつたのですけれども、こういう状況であつた。一日も早く予防対策を明らかにしてほしい、こういうことを農家側も願つていふ、提供してもいいということをやつたのに、標本も予算がなくて運べないという状況では心細い限りなんです。ですからこの点でも研究予算をふやして積極的にぜひやつていただきたいということが一点です。

そしてさらに心配するの、白血病陽性の牛から搾つた牛乳、これが人体に一体どういふ影響を及ぼすか、これはどのようにお考えになつてい

るのでしょうか。

○大坪（敏）政府委員 ただいま後段で御質問ございましたが、白血病に感染した牛の乳を飲んだ場合人体に及ぼす影響はどうかという点についてでございますが、牛の白血病の原因でございします牛白血病ウイルスは、研究結果によりまます人に感染することはないといふことと、また牛乳中のウイルスは摂氏六十度以上の高熱で殺菌すれば死滅をするといふことは証明されているようでございます。一方、先生御案内のように、我が国の場合牛乳殺菌方法は最も低い温度でございまして摂氏六十二度、三十分による殺菌法をとつていられるわけでございします。まず衛生上は特に問題ないといふふうにお考え次第でございます。

ただ、食品衛生法におきましては、白血病に感染した牛は発病している牛の乳につきましては、これを食品として販売または食品として販売の用に供するために採取等をしてはならないという定めがあるわけでございまして、これにつきましては厚生省におかれまして食品衛生法体系のもとにおいてこのための措置を講じられていられるといふふうにお承知しております。

○柳瀬政府委員 これは私どもの研究機関だけというよりは関係の都道府県あるいは畜産局、いろいろなところと関係がありますので、そういう点で実際のお役に立つような方向で努力をしてまいりたいと考えております。

○中林委員 実際は本当に農家にとつては、研究費に對しては予算が極めて少ない、このように受けとめられていられることは間違ひございせんので、特段の努力をしていただきたいということを重ねて要求いたします。

そして人体に影響がないという結果が出ていられるといふお話でしたが、私は獣医さんたちにもお話を聞きましたが、これはリンパ球の中にがんが発生することであるから全く安全だといふことは言えないのじゃないかといふことで、獣医さんたちも大変不安を抱いていらつしやうございました、安全性の問題はさらに検討していただきたい

と思います。

牛の白血病はまだ法定伝染病には指定されてお
りません。豚のオースキー病がやっと法定伝染
病に指定されたわけですが、これもすぐに
国の保障が実現したわけではなくて、二年ぐらい
たって淘汰の際に六十一年度から補助が出るよう
になったわけですが、同じような牛の病気で結
核とかブセラという病気で淘汰する場合合
から保障される仕組みになっております。白血病
についても原因究明を急いで国としての対策、例
えば、伝染はしないというふうにおっしゃいま
したけれども、それに類するぐらゐの対策を講ずべ
きではないかと思いますが、これについてはいか
がでしょうか。

○大坪(農)政府委員 先ほどもお答えしたわけ
でございますが、現在の牛の白血病の発病状況が、
感染した牛千頭について一頭程度であるというよ
うな状況等を考えますと、今先生おっしゃいま
したようなことを直ちに実施するについてはまだも
う少し検討してみよう必要があるのじやなかろうか
というふうに考えております。

ただ、私も、家畜衛生試験場におきまして、五
十五年度から五十八年度にかけて牛の白血病
の診断及び予防技術の開発という研究が行われた
わけでございまして、一応その成果も出ましたの
で、この成果を踏まえまして、ことしの三月に各
都道府県知事あてに、畜産局長名をもちまして白
血病に対する国としての対応策について指示をし
た次第でございます。

主要な点を申し上げますと、まず一つには、都
道府県は関係機関と連携し、本病発病牛について
速やかに淘汰すること、牛白血病が継続的に発生
している地域等において牛を放牧する場合に入
牧時に抗体調査を行うこと、抗体陽性牛につきま
しては放牧を制限し、その産子、つまりその牛が
産んだ子供でございしますが、その産子につきま
しては早期離乳等を行うこと等々の一連の指導方針
を示しまして、現在その徹底を図っているところ
でございます。

なお、先ほど御質疑中にございましたけれども、

本病ウイルス抗体検出のための診断用抗原、つま
り診断薬についてでございますが、これにつきま
しては家畜衛生試験場の研究開発が終わりまし
て、民間の製薬会社におきまして薬事法の許可を
得て本年四月から製造、販売を始めたというこ
とでございますので、この面につきましては、かな
り検査の面では今後スムーズな展開が期待でき
るのではないかとこのように考えております。

○中林委員 発病率というのが千頭に対して一頭
というお話でしたけれども、陽性の抗体を持った
牛は発病しなくても大変弱い、ほかの病気に非常
にかかりやすいというのが畜産農家の意見なん
です。だから、二〇%ぐらい出たところ、これとこ
れは陽性だということを見た農家の人たちがそ
れをずっと継続的に見ていると、本当に弱いの
で早く出してしまいたい、早く乳を搾って終わ
りなったら出してしまいたいという、そういう願
望を持ちながら、実は早く農家からは手放して
しまいたいというようなことまでおっしゃって
おりました。そうでなくても乳価が下げられ、肉
牛の方でも価格が低迷している中で、こんな状
況でございます。さらに、牛の病気の対策として
いま一つ要求したいのは、南九州地方で多発
している牛の異常出産対策です。

既に農水省の家畜衛生試験場九州支場で病原
ウイルスが発見されているということですが、予
防ワクチンの研究開発を急がなければならな
いと思っております。農水省は異常出産の状
況をどのよう把握し、予防ワクチンの開発など
の対策はどのようになつておりますでしょうか。

○大坪(農)政府委員 南九州におきまして牛の異常
出産の状況でございますが、関係県の調査によ
りますと、本年三月末までに約二千二百頭の
発生が見られております。なお、本年に入つて
からの月別の発生状況を見ますと、一月に七
百六十六頭、二月に七百七十七頭でございま
したけれども、三月に入りまして三百三十九
頭と大幅に減少している

状況にございます。

次に、ただいま先生お話しございましたように、
家畜衛生試験場の九州支場で分離に成功いた
したウイルスについて、今回の異常産の原因で
あると判断するに至つたわけでございますので、
これを踏まえまして、現在家畜衛生試験場にお
きましては本ウイルスの性状等について鋭意研
究を進めておるところでございます。その研究
成果を踏まえてさらにワクチンの開発に取り
組んでまいりたい、かように考えているところ
でございます。

○中林委員 大臣にお尋ねしたいと思つて
いますけれども、畜産農家の方々は、もはや
政府に畜産の発展について要求してもむだ
だ、これは逆説的な意味です。いゝゆる価格
が低迷したり価格が下げられたりという、余
りにも憂切られることが多いところから発
せられる言葉です。これは農家の人が直接
言つたことですのでぜひ聞いていただき
たいのですが、せめて今ある畜産の現状を
守つてほしい、特に病気の予防のための研
究費までは削つてほしくない、ふやしてほ
しい、これが最低限の要求だ、こういう
ふうにおっしゃつておりました。これが、畜
産の病気の対策、特に死亡に至るような大
変な病気の対策について特段の力を入れて
いただくかと思つておられます。いかがで
しょうか。

○羽田国務大臣 御指摘のとおり、畜産にとりま
してやはり病気というものが農家の経営にとりま
して非常に大きなダメージを与えるものである
という認識を私も持っております。特に九州
の方ですと発生してまいりましたアカバネ病に
似たこの病気の発生も、大変私も憂慮し、ま
た各支場の方でも非常に、家畜衛生試験場
の方でも大変苦労いただいております。報告
をいただき、今お話しのとおり成果も上げて
おられる。何とかこれに対するワクチンを
早く開発しなければいけないと思つて
おります。

いづれにいたしましても、家畜衛生試験場の本
場、支場、ここにおきましてこれからは家畜
の疾病予防、防除、こういったものについて積極
的にやります研究を進められる体制、これをつ
くため

に私も努力してまいりたい、かように考えて
おります。

○中林委員 次に、バイオテク優先の陰で、こ
ういふ病気の対策についての要求とあわせて
やはり都道府県の試験研究に対する国の助成
の問題について質問したいと思つてござい
ますけれども、六十一年度の都道府県の試験
研究に対する助成は前年度よりも七%も減
らされておられます。新たな助成メニュー
として地域バイオテクノロジー研究開発促進
事業が取り入れられ、従来の総合助成試験
事業が廃止となつております。

この研究費を比べてみますと、昨年は十一億
四千六百万円であつたのが今年度は十億四
千万円に減らされておられます。中でも私
問題だと思つておられるのは、従来総合助
成試験事業五億二千六百万ほどありまし
たのが、これが新たな事業として地域バイオ
テクノロジー等研究開発促進事業四億九千
七十八万四千円に減つておられるので
すが、これで地域バイオテクノロジー研究
開発促進事業、これが一億八千万、そして
地域重要技術開発促進事業、これが三億一
千万、つまり、従来総合助成試験事業で取
り上げていたもの、バイオ以外のものは三
億四千万に減つたというところが、地域の
基礎的な研究を大変圧迫しているのではな
いかというふうな気がしてなりません。です
から、県の試験場の話でも、バイオ関係の
研究テーマを新たに設定しなければ国の補
助が受けられないというふうなことも言つ
ておられますけれども、予算の配分はそれ
でよろしいでしょうか。

○中林委員 そこでさらに私問題だと思つて
いますのは、助成が減つておられるのとあ
わせて、従来総合助成事業では各県単独
の試験研究課題であつても国の助成があ
つていたものが、六十一年度からはメ
ニューがえとなつたこととから数県以上
の共同でなければ補助を認めないといふ
ことになつておられるようですが、農水
省はこのような指導をしているわけ
です。

昭和六十一年四月二十二日

○榑測政府委員 六十一年度からの方針として、都道府県の総合助成にかかります新しい方式として先ほど先生の御指摘の地域バイオテクノロジー等新技术共同研究開発促進事業、この事業の方針としては原則として国と県あるいは県と県の県間共同、こういった共同研究を中心に行う、そういう指導をしております。

○中林委員 私は、共同研究がだめだとは言わないのですけれども、地方の試験研究はその地域のさまざまな農民の要求に根差したものでなければいけないと思うわけです。例えば、島根県では水稲の田植は同じ中国地方でもよその県よりも早いわけなんです。ですから、病害虫駆除の研究も島根県独自ですと長年積み重ねてまいっているわけなんです。それが農家の人たちには大変喜ばれております。しかし、今回のいわば従来の総合助成試験事業にかかわる二つの事業は数県にまたがる共同研究でなければ受けれないんだということになったら大変だと私は思いますので、県単独でもやれる事業に国の助成をつけるべきだ、改善すべきだと思えますけれども、その用意はありませんか。

○榑測政府委員 先生今具体的な例を挙げられましたけれども、島根県の稲作の時期が早いとおっしゃいましたけれども、こういう場合も私も考えているのは、例えば西日本でいいますと滋賀県も早い、あるいは静岡県も早いとか、そういう早期栽培を中心にした県がその県の中で共通の問題を取り上げること、そういう研究は十分参加できるわけでございます。

私も今一番大事にしておりますのは、最近の新しい技術開発に都道府県が非常に熱心に取り組もうとしておりまして、こういう新しい技術開発に関しては国も県と一緒に、県も単独の県でなくて当然幾つかの県の間で力を出し合って研究を進めることが最も効果的である、ここに重点を置く、こういう考え方でございます。しかも、もしも他の県と全く関係のないような県特有の技術というものがあるとすれば、それは当然こ

れまでも県自身が県単の予算でやっておりますので、それで十分だという県の方のお話も聞いておるわけでございます。

○中林委員 従来県単でもやっていたんだからというお話でございますけれども、従来は県単独の研究であつても国の助成が受けていたものがあつたのが、今回は共同でなければ受けれないというところになっていて、これが大変問題だ。その地域でなければ研究の成果が上がらないというものもあるのですから、非常に大切な問題です。私はぜひ改善を要求して、次に移ります。

県の農業試験場では大変な問題が起きているわけですね。私も直接行つてお話を聞いたのですが、これも、国の助成をとるにはバイオテク研究を、こういうことで、島根県の農業試験場では六十一年度から新たに生物工学科という科を設けております。ところが、県も行革の最中ということもありまして定員削減を試験場に要求しているわけですね。そうなりますと、新たに科をつくるには研究員や施設は既存のところを削つてやらなければなりません。結局、桑の実験室をつくり、組織培養というバイオテク関係の実験室をつくり、研究員も花き科や野菜科などから引き抜いて組織させるを得ないということでした。こうした新たな科や実験室をつくるのに県は独自に一千万円近い出費を余儀なくされたということ、六十一年度にはさらに一千七百万の予算を投入すると言っております。

こうした涙ぐましい努力をして、ようやく六県共同の胚体関係の試験事業が国の助成でスタートすることになったわけですが、一県当たり国から三百万円、県からも三百万円の計六百万円の少額にすぎません。ほかの科の研究員は、従来の研究を打ち切つてまでバイオテク研究を進めても本当に地域の農業に役立つのだから、こういう疑問の声も私におっしゃつておりました。バイオテク関係だけではなく、地域に根差した地方の試験研究にももっと国の助成を強めるべきだというふうに思いますが、この点はいかがでし

うか。

○榑測政府委員 先ほど申し上げましたように、現在、どの都道府県もバイオテク関係の研究開発に県自身が非常に熱心でございます。私もいろいろの研究開発の基本技術、基盤技術という観点から県の研究をいろいろな面で支援をしているわけでございます。そういう観点でバイオテク以外の研究についても、時間があるから今申し上げませんが、非常に多くの助成は行つておる現状でございます。

○中林委員 大臣、いろいろとおっしゃつてみましても、予算の配分そのものが、バイオテクが入つたために従来型の基礎的な研究の予算は削られておられますし、国の助成対策にもなつていないというところになっております。県の試験研究を開きますと、従来は何か年計画でやつて終わりになれば新たな科目としてやられるものが、島根県の場合でも次から次へと打ち切りになっております。ですからそういう意味で、バイオテク研究を重視する余り、地方でも国でも従来の研究が削られていくという状況です。民間ベースでおやりになる今回の資金と資源を国が供給するだけで、国の責任がだんだんなくなつてきているように思われ

てなりません。

国の基幹産業としての農業の発展は、これでは本当に切り開かれていかないとふに思ひますので、本法の撤回とあわせて、国の試験研究体制の充実を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大石委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

津川武一君。

○津川委員 日本共産党・革新共同を代表し、反対の討論を行います。

我が党は、バイオテクノロジーを初め科学技術

の進歩と発展が人類の生活向上と繁栄に大きく寄与してきたことや、今後ともそうした科学技術の発展が私たちの未来に大きな展望を開くものであることを期待しています。そして我が党は、バイオテクを初めとする基礎的研究や技術開発は、大企業本位にゆだねるのではなく、国が責任を持ち、自主、民主、公開の原則で進めるべきであるということを提起してきました。

しかしながら、本法案は、技術研究の真の発展方向とは相反し、国民の福祉や生活向上につながらないばかりか、かえつて有害な内容となる心配もあり、本法案の撤回を要求しつつ、以下、反対理由を申し述べます。

反対理由の第一は、バイオテクノロジーなど重要な基礎的研究を民間にゆだねるばかりか、役員

の秘密保持義務の条項まで盛り込んで機密研究体制をつくり上げようとしている点であります。バイオテクの研究開発にはまだまだ未解明な部分が多く、バイオハザードなどの未知なる危険も含んでおります。さらに、遺伝子組み換え、染色体操作など生命倫理の問題もあり、細菌研究などは、その手法いかんでは軍事利用の可能性も秘められて

います。

そうした重要な研究であればこそ、国が責任を持って公的規制と公開の原則に基づき進めるべきものであり、本法案には何らの社会的、民主的規制もない上に、役員及びその職にあった者まで秘密保持を義務づけられておる点は、極めて反民主的な悪法と言わなければなりません。

第二の反対の理由は、本法案が大企業の利益に国が徹頭徹尾奉仕する内容となつていて、

例えば、大企業本位の民間研究に対し国の管理する産業特別会計からの資金を融資しながら、その研究成果は開発した企業に帰属し、公表の義務もなく、融資の条件も、低利、長期の返済に加えて、研究が成功しなかった場合は無利子という特権的条件となつております。しかも、受託研究と称し、国の研究者の事実上の民間出向に道を開き、

国の研究機関との共同研究や国の管理するジーンバンク資源のあつせんなど、至れり尽くせりの奉仕を行おうとしています。

一たび大企業がこの研究成果を商品化し、工業生産化するならば、企業の利益のために農民には高く売りつけられたり、新品種による農民支配が強まることは、既に従来の生産資材でも明らかであります。

そして、反対理由の第三は、臨調行革路線が貫かれ、現行の国の研究や業務体制が縮小されて、真に必要な国の基礎的研究や技術開発が後退せられる点であります。農機具の安全研究など、特に充実を求められている農業機械化研究所を廃止し、その業務の縮小に道を開くなど、農民要求にも反するものであります。

そして、私も最も心配しているのは、現在でも行革大綱に基づいて進められている国の試験研究機関の統廃合や縮小再編が、こうした民間を主体とした新機構が受け皿となって一層拍車をかけられようとしている点です。

以上、本法案は、バイオテクという未知なる危険を持つ重要な研究に機密研究体制を持ち込み、大企業には国の研究成果や公的資金を提供するなど徹底的に奉仕し、その結果、現在でも微弱な公的試験研究をさらに後退させるものであって、反国民的な内容と言わざるを得ません。

私は、本法案の撤回を重ねて要求し、反対討論を終わります。

○大石委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大石委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、生物系特定産業技術研究推進機構法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大石委員長 この際、本案に対し、衛藤征士郎君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。細谷昭雄君。

○細谷(昭)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、生物系特定産業技術研究推進機構法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

生物系特定産業技術研究推進機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、生物系特定産業技術に関する試験研究等の適正な推進を図るとともに、生物系特定産業技術研究推進機構の円滑な運営に資するため、左記事項について遺憾なきを期すべきである。

記

一 農林漁業技術をはじめ生物系特定産業技術に関する試験研究を積極的に推進するため、国等の公的試験研究機関による基礎的研究の一層の充実を図るとともに、本機構の事業運営に必要な資金及び人材の確保に努めること。

二 バイオテクノロジー先端技術に関する試験研究を推進するに当たっては、生物災害発生の危険性等について十分配慮し、適正な試験研究が行われるよう指導、監督に万全を期すること。

また、その実用化に当たっては、安全性の確保等について事前評価するための体制の早急な整備に努めること。

三 機構の運営に当たっては、少数の企業による利用に偏ることのないよう業務執行に適

正、公平を期すること。特に、民間研究促進業務の出融資事業については、技術研究テーマの選定、技術研究成果の評価等に関し、幅広い見地から審査する専門的審査体制を整備し、公正かつ適切な判断に基づき有効に資金配分が行われるよう努めること。

四 機構の対象とする技術研究が、企業の私的な利潤追求のためにのみ行われることのないよう、農林水産政策等との整合性に留意しつつ、その成果が、広く農林漁業等の振興に活用されるよう配慮すること。

五 機構の人事については、その設立の趣旨、業務の性格等に即し、内部人材の登用を含め、適材適所による適正な人員配置を行うこと。

六 農業機械化研究所の機構への移行に当たっては、同研究所の果たしている役割の重要性にかんがみ、従来の機能がそなわれることのないよう、組織、業務運営等の面に十分配慮すること。

また、同研究所の職員については、機構への継続雇用により、その身分を保障するとともに、給与等の勤務条件について不利益を生ずることのないよう措置すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通して委員各位の十分御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

衛藤征士郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、

これを許します。羽田農林水産大臣。

○羽田國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○大石委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大石委員長 内閣提出、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

法律案

〔本号末尾に掲載〕

○羽田國務大臣 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農水産業協同組合貯金保険制度は、信用事業を行う農協、漁協等が貯金等の払い戻しを停止した場合に、農水産業協同組合貯金保険機構が貯金者たる農漁業者等に対し保険金の支払いを行うこと

を内容とするものであり、一般金融機関を対象とする預金保険制度とともに、貯金者保護及び信用秩序の維持を図る上で重要な役割を果たしているものであります。

近年における金融自由化の進展に伴い、一般金融機関の場合と同様、信用事業を営んでいる農協、漁協等の経営環境は一段と厳しくなるものと予想されております。

政府といたしましては、このような状況に対処して、農協、漁協等において、貯金等の払い戻し停止が予想されるような経営困難が生じた場合に有効に対応できるよう、農水産業協同組合貯金保険機構の業務を拡充することとし、これにより貯金者保護と信用秩序維持に万全を期するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、機構の業務を拡充し、貯金等の払い戻しを停止するおそれがある農協、漁協等の救済のためにこれと合併する農協、漁協等に対し、または組合系統組織における相互援助取り決めに、またその合併もしくは信用事業再建措置を援助する農協、漁協の連合会等に対し、機構が資金援助を行うことができることとしております。

第二に、保険金の支払い方法を改善し、保険事故が発生した場合において、貯金者等の保護のため必要な場合には、早期に仮払金の支払いを行うことができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林中央金庫は、大正十二年に特殊法人たる産業組合中央金庫として設立されて以来、六十余年にわたり、農林漁業者の組織する協同組合等に対する金融の円滑化を通じ、我が国農林水産業の発

展に貢献してきたところであります。

この間、協同組合系統組織の事業活動の充実に伴い、逐次制度の改正を行い、現在では、民間資金のみを資本金としており、また、役員を選任に對して政府の関与が行われていない等、所属団体に對する自主的な業務運営体制を整えるに至っているものであります。

このような経緯にかんがみ、政府といたしましては、特殊法人の経営の自立化及び活性化の一環として、農林中央金庫の民間法人化を図ることとした次第であります。

他方、最近における金融の自由化の進展等を背景とした農林中央金庫をめぐる金融環境の変化には著しいものがあり、農林中央金庫の業務に對する所属団体その他の取引先のニーズも多様化してきております。

政府といたしましては、このような状況を踏まえ、農林中央金庫について、農林漁業者の組織する協同組合等に対し金融上の便益を供与することを第一義的使命とする基本的性格を維持しつつ、民間法人化のために必要な措置を講ずるとともに、金融環境の変化に即応した業務機能の整備を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林中央金庫の民間法人化を図るために必要な規定の整備であります。

農林中央金庫の民間法人化を図るため、政府の出資資格を廃止するとともに、総務庁設置法における特殊法人に関する審査、調査等の規定の適用対象から除外することとしております。

また、資本金の増減、剰余金の処分等に係る政府の関与を縮小する等、民間法人化に伴い所要の規定の整備を行うこととしております。

第二に、最近における金融環境の変化に對するするために必要な業務に関する規定の整備であります。まず、所属団体その他の取引先の事業活動の円

滑化に資するため、貸し付けに係る期間制限等の規制を撤廃するとともに、新たに、金銭債権の取得または譲渡の業務及び債券の募集の受託等の業務を行い得るようすることとしております。

また、債務保証業務及び出資等の払込金の取り扱いの業務の範囲を拡大することとしております。

さらに、金融機関としての機能の整備を図るため、預金の受け入れ対象者の追加、余裕金の運用対象範囲の拡大等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大石委員長 引き続き、補足説明を聴取いたします。後藤経済局長。

○後藤(廣)政府委員 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容を若干補足させていただきます。

第一に、農水産業協同組合貯金保険機構の業務として新たに加えられる資金援助業務の対象につきましては、主として信用事業に起因して、貯金等の払い戻しを停止するおそれがあるか、または貯金等の払い戻しを停止した農協、漁協等としております。

第二に、機構が行う資金援助業務の方法につきましては、基本的に金銭の贈与、資金の貸し付けもしくは預け入れ、資産の買い取りまたは債務の保証もしくは引き受けとしております。

第三に、機構が行う資金援助を農協、漁協またはこれらの連合会等が受けるための手続につきましては、資金援助を受けようとする農協、漁協またはこれらの連合会等は、あらかじめ、合併または信用事業再建措置について、都道府県知事による適格性の認定またはあつせんを受けなければならぬこととしております。この場合において、

都道府県知事は、その合併等が貯金者等の保護に資すること、機構による資金援助が不可欠であること等の要件を満たすときに、主務大臣の承認を経た上で、適格性の認定等を行うことができるものとしております。

第四に、機構が行う資金援助の決定につきましては、農協、漁協またはこれらの連合会等から機構に對して資金援助の申し込みがあったときは、機構は、主務大臣の認可を受けて、資金援助を行うかどうかを決定しなければならないこととしております。

このほか、機構の理事の任期を二年とする等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

引き続きまして、農林中央金庫法の一部を改正する法律案について、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

第一に、農林中央金庫の民間法人化を図るために必要な規定の整備であります。

その一は、政府の出資資格の廃止であります。農林中央金庫は、大正十二年に政府出資を受けて発足したものであります。昭和三十四年以降は民間資金のみを資本金としており、また、経常的経費についても補助金等を受けていない等、自主的な業務運営を行うに至っているものであります。

このような状況を踏まえ、今回、農林中央金庫の経営の自立化及び活性化を図る観点から政府の出資資格を廃止しようとするものであります。その二は、これに伴い、総務庁設置法における特殊法人に関する審査、調査等の規定の適用対象から農林中央金庫を除外することであり、その三は、資本金に関する規定の整備であります。

す。

農林中央金庫の資本金制度につきましては、その経営の基礎を明確にする等の観点から、資本金額及び出資一口の金額を法定するとともに、増資に際しては認可を必要とすることとしていたものでありますが、民間法人化に伴い、これを、他の民間金融機関の法制度に倣い、資本金の最低額を法定するとともに、資本金の減少に際しては主務大臣の認可を、資本金の増加に際しては主務大臣への届け出をそれぞれ必要とすることに改めることとしております。

その四は、登記に関する規定の整備であります。農林中央金庫の登記につきましては、これまでほとんどの登記が主務大臣の嘱託により行われることとされておりましたが、これを当事者の申請に基づく登記に改めることとするものであります。

その五は、役員に関する規定の整備であります。副理事長及び理事につきましては、これまで理事長が出資者総会の同意を得て任命することとなっており、またの出資者総会において選任することと改めるとともに、理事の任期につきましては、現在四年とされているところであり、今後業務運営に当たり経営の活性化を図る等の観点から、これを三年に改めることとしております。その六は、業務運営に係る政府の規制の緩和であります。

農林中央金庫の自主的運営を助長するため、金融機関に対する貸し付け及び剰余金の処分に係る主務大臣認可を廃止することとしております。また、剰余金の処分に係る認可を廃止することに伴い、農林中央金庫の準備金の積み立て、剰余金の配当等につきまして、協同組合原則にのっとった所要の規定を整備することとしております。

このほか、民間法人化に伴う所要の規定の整備といたしまして、主務大臣による従たる事務所の設置命令を廃止するとともに、これまで産業組合法の準用によっておりました農林中央金庫の定款記載事項及び名称使用制限に関する規定につきま

しては、法人としての基本的事項に関するものでありますので、これを総則中の規定として整備することとしております。

第二に、最近における金融環境の変化に即応し、所属団体その他の取引先のニーズにこたえらるるに金融機関としての機能の整備を図るために必要な業務規定の整備であります。

その一は、これまで貸付期間の制限や定期償還貸し付け、年賦償還貸し付け等の貸付方法の区分を設け、それぞれ規制を行ってきたところであり、このような規制は今日の金融情勢のもとでは必要性に乏しく、他の民間金融機関の法制度においても、かかる規制を行っていないことから、これを廃止するものであります。

その二は、新たに、金銭債権の取得または譲渡の業務を行い得ることとするものであります。これは、最近、資産運用の選択が多様化しているとの実態を踏まえ、所属団体等のニーズにこたえようとするものであります。

その三は、債務保証業務及び出資または株式の払込金等の取り扱ひの業務の対象範囲を拡大することとしてあります。

これらの業務は、信用供与に伴う金融サービスとして最近重要性を増しておりますことから、これら業務の対象者を農林中央金庫が貸し付けを行い得る者まで拡大することとしております。

その四は、新たに、貸し付け先のために、仕債等の債券の募集の受託の業務及び担保付仕債信託法による信託の業務を行い得ることとするものであります。

これは、近年、企業等が仕債等の発行により資金の調達を行います場合には、当該企業等にとつての主たる融資機関が募集の受託等の業務を行うことが一般的になっておりますので、農林中央金庫におきましても関連産業法人等の貸し付け先のために本業務を行い得るよう法律上の規定を整備するものであります。

その五は、預金の受け入れ対象者の追加であります。

これは、決済の利便に資する等のため、農林中央金庫が預金の受け入れを行い得る対象者として、新たに、貸し付けを行い得る者、継続的に為替取引を行う者、業務代理により貸し付けを行った者等を追加するものであります。

その六は、新たに、公益事業法人の業務の一部の代理を行い得ることとするものであります。

これは、所属団体等のニーズに応じ、ガス料金、電気料金等の公共料金の収納を行い得ることとするためのものであります。

このほか、農林債券の円滑な市場消化を図る観点からその募集の委託を受けた証券業者に対して資金の貸し付けを行い得ることとするともに、農林中央金庫の余裕金の運用対象に金銭債権、金銭信託等を加えることとするほか、罰則の整備、関係法律の改正等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、農林中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま趣旨説明を聴取いたしました農林中央金庫法の一部を改正する法律案審査のため、明二十三日、農林中央金庫理事長森本修君に参考人として出席を願ひ、意見を聴取することにいたしました。と存じますが、御異議ありませんか。

（異議なしと称する者あり）

○大石委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、明二十三日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時から委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 貯金保険（第四十九条、第六十一條）」を

「第三章 農水産業協同組合貯金保険
第一節 保険関係（第四十九条）
第二節 保険料の納付（第五十條）
第三節 保険金の支払（第五十一條）
第四節 資金援助（第六十一條）
第五節 補則（第六十八條）」と

第五十四條）に、「第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條」を「第六十九條、第七十條」に、「第六十四條、第七十條」を「第七十一條、第七十七條」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 農水産業協同組合貯金保険は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払を行うほか、経営困難農水産業協同組合に係る合併等に対し適切な資金援助を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「信用事業」とは、農水産業協同組合が行う次に掲げる事業をいう。

一 農水産業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項の事業

二 水産業協同組合法第十一條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第五項及び第六項の事業

三 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項及び第五項の事業

5 この法律において「経営困難農水産業協同組合」とは、業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあるか、又は貯金等の払戻しを停止した農水産業協同組合（主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難になったことによりこれらの事態に至つたものに限る。）をいう。

6 この法律において「農水産業協同組合連合会」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つた農業協同組合連合会
二 水産業協同組合法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つた漁業協同組合連合会

三 水産業協同組合法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行つた水産加工業協同組合連合会

第二十七條第一項中「及び理事を削り、「監事」を「理事及び監事」に改める。
第三十四條中「行なう」を「行つ」に改め、同条第一号中「次章」を「次章第二節」に、「保険」を「保険料の収納」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

三 次章第四節の規定による資金援助

第四十二條第一項中「保険金の支払に關し」を「第三十四條第一号又は第三号に掲げる業務を行つた」に改める。

「第三章 貯金保険」を「第三章 農水産業協同組合貯金保険」に改める。

第三章第四十九條の前に次の節名を付する。
第一節 保険関係

第四十九條の次に次の節名を付する。

第二節 保険料の納付

第五十條第二項を次のように改める。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める農水産業協同組合の保険料を免除することができる。

一 保険事故が発生したとき。当該保険事故に係る農水産業協同組合

二 第六十六條第一項に規定する適格性の認定等が行われたとき。当該適格性の認定に係る経営困難農水産業協同組合

第五十一條第二項中「長期的に保険料収入が保険金を償ふ」を「保険金の支払、資金援助その他の機構の業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡する」に改める。

第五十四條の次に次の節名を付する。
第三節 保険金等の支払

第五十五條の見出しを「（保険金等の支払）」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項又は前項の」に、「第五十九條第一項又は第三項」を「第五十九條第一項、第二項又は第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができ

第五十六條の見出しを「（保険金の額等）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金の支払を受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額から当該仮払金の支払を受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

5 保険事故について保険金の支払が行われる場合に、当該保険事故に係る貯金者等について支払われた前条第三項の仮払金の額が、第一項か

ら第三項までの規定により支払われるべき保険金の額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

第五十八條第一項に次の二号を加える。

三 第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部当事者とする合併に係る第六十七條第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部当事者とする合併に係る第六十七條第一項の決議又は賛成が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

第五十八條第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 主務大臣は、機構が、委員会の議決を経て、前項の期限の延長を申請した場合に、一月を超えない期間を限り、同項の期限を延長することができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十五條第三項の仮払金の支払をすることがどうかを決定しなければならない。

一 保険事故に關して前条第一項又は第三項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

三 第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部当事者とする合併に係る第六十七條第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部当事者とする合併に係る第六十七條第一項の決議又は賛成が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

第六十九條を削る。

第六十八條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「主務大臣の認可」の下に「（第六十五條第三項の規定によるものを除く。）」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第七十六條とする。

第六十七條を第七十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

第七十五條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合若しくは農水産業協同組合連合会の理事又は農林中央金庫の理事長は、三十万円以下の過料に處する。

一 第五十七條第一項又は第六十七條第一項の規定による通知をせず、又は不正の通知をし

とする合併に係る第六十七條第一項の決議又は賛成が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

第五十九條第四項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前条第三項の規定により第五十五條第三項の仮払金の支払をする旨の決定をしたときは、速やかに、委員会の議決を経て当該仮払金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

第六十條中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 機構は、第五十五條第三項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額（第五十六條第五項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。）に、貯金者等が農水産業協同組合に対して有する当該貯金等に係る債権を取得する。

第七十條中「第六十二條」を「第六十九條」に、「十万円」を「十万円」に改め、同条を第七十七條とする。

第六十九條を削る。

第六十八條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「主務大臣の認可」の下に「（第六十五條第三項の規定によるものを除く。）」を加え、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第七十六條とする。

第六十七條を第七十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

第七十五條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合若しくは農水産業協同組合連合会の理事又は農林中央金庫の理事長は、三十万円以下の過料に處する。

一 第五十七條第一項又は第六十七條第一項の規定による通知をせず、又は不正の通知をし

たとき。

二 第六十六條第一項又は第六十七條第一項の規定による報告をせず、又は不正の報告をしたとき。

第六十六條中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第七十三條とする。

第六十五條中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第五十八條第二項（第五十九條第四項）を「第五十八條第四項（第五十九條第五項）に改め、（含む）」の下に「又は第六十五條第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第六十五條第三項の規定による主務大臣の認可を受けないで同条第一項の規定による決定をした機構の役員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五條を第七十二條とする。

第六十四條中「五万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第七十一條とする。

第六十三條を第七十條とし、第四章中第六十二條を第六十九條とする。

第六十一條中「保険」を「農水産業協同組合貯金保険」に改め、同条を第六十八條とする。

第六十條の次に次の一節及び節名を加える。

第四節 資金援助

（資金援助の申込み）

第六十一條 合併（経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合が存続するものに限る。以下同じ。）を行う農水産業協同組合で経営困難農水産業協同組合でないもの（以下「救済農水産業協同組合」という。）は、機構が、合併を援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行った農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣）に報告しなければならない。

第六十二條 農水産業協同組合連合会又は農林中

央金庫（以下「農水産業協同組合連合会等」という。）が、農水産業協同組合に係る相互援助取決めににより合併又は信用事業再建措置（経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を回復するために行う主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、機構が当該援助について資金援助（資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めのときは、次の各号の一に掲げるものをいう。

一 農水産業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合、農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助を行うことを定めるもの

二 前号に掲げる取決めに準ずる取決めであつて主務省令で定める要件に適合するもの

3 第一項の規定による申込みを行った農水産業協同組合連合会等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（適格性の認定）

第六十三條 第六十一條第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併については、当該合併に係る農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併について、都道府県知事（当該合併後存続する農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。第七項及び次条第一項において同じ。）の認定を受けなければならない。

2 前条第一項の規定による申込みに係る信用事

業再建措置については、当該措置に係る経営困難農水産業協同組合及び同項の規定により当該措置について援助を行う農水産業協同組合連合会等は、同項の規定による申込みが行われる時までに、当該措置について、都道府県知事（当該経営困難農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣）の認定を受けなければならない。

3 前二項の認定の申請は、第一項の場合にあつては同項の合併に係る農水産業協同組合の連名で、前項の場合にあつては同項の経営困難農水産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならない。

4 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該合併又は信用事業再建措置（以下「合併等」という。）が行われることが、貯金者等の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うために不可欠であること。

三 当該合併等に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行つてい

地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

四 機構による資金援助（前条第一項の資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する援助。次条第一項において同じ。）が、合併後存続する農水産業協同組合又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の認定を行うときは、主務大臣の承認を得なければならない。

ない。

6 主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に対し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る農水産業協同組合のうち、いずれが経営困難農水産業協同組合であるかを明らかにしなければならない。

8 都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

（合併のあつせん）

第六十四條 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同条第三項の申請が行われない場合においても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、書面により、合併（当該合併が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。）のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかわらず、第六十一條第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併について資金の貸付けその他の援助を行うものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十二條第一項の規定による申込みを行うことができる。

4 前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

第六十五條 機構は、第六十一條第一項又は第六

十二条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行つた農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資金の効率的な利用に配慮しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、同項に規定する農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等とこれらとの者に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

(合併等の契約の報告等)

第六十六条 第六十三条第一項若しくは第二項の認定又は第六十四条第一項のあつせん(以下「適格性の認定等」という。)を受けた農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等は、当該適格性の認定等に係る合併の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助(以下この項において「特定援助」という。)の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併又は特定援助の契約書(救済農水産業協同組合にあつては当該合併の契約書及び当該合併に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面、農水産業

協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び当該特定援助に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、かつ、同項の契約又は書面の写しを送付しなければならない。

(総会の決議等の報告等)

第六十七条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農水産業協同組合又は水産業協同組合の規定に基づき当該適格性の認定等に係る合併について必要とされる総会若しくは総代会の決議又は組合員の投票における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣)に、その旨を報告し、かつ、当該総会若しくは総代会の議事録又は当該投票の結果を証する書面を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第五節 補則

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に農水産業協同組合等金保険機構の理事である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、経営困難農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより、農水産業協同組合の貯金者等の保護の充実に必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 農林中央金庫ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 出資者タル資格ニ関スル規定

五 出資者ノ加入及脱退ニ関スル規定

六 出資一口ノ金額及其ノ払込ノ方法

七 剰余金ノ処分及損失ノ処理ニ関スル規定

八 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

九 業務及其ノ執行ニ関スル規定

十 農林債券ノ発行ニ関スル規定

十一 役員ニ関スル規定

十二 会議ニ関スル規定

十三 公告ノ方法

十四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第四条 農林中央金庫ノ資本金ハ政令ヲ以テ定ムル額以上タルコトヲ要ス

前項ノ政令ヲ以テ定ムル額ハ百億圓ヲ下ルコトヲ得ズ

農林中央金庫ハ其ノ資本金ヲ減少セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

農林中央金庫ハ其ノ資本金ヲ増加セムトスルト

キハ主務大臣ニ届出ツベシ

第五条第一項中「政府」を削り、同条第二項中「政府以外」を削る。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条 農林中央金庫ニ非ザルモノハ其ノ名称中ニ「農林中央金庫」ノ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七条 農林中央金庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ登記シタル事項ハ登記所運滞ナク之ヲ公告スベシ

第八条 民法第四十四条第一項、第五十条、第五十三条乃至第五十五条、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四条及第七十八条乃至第八十一条、非訟事件手続法第三百三十八條及第三百三十八條ノ三並ニ産業組合法第五條、第十條、第十一條、第十七條第一項、第十八條乃至第二十四條、第二十七條乃至第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項及第二項、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十七條乃至第四十八條ノ二、第五十条乃至第五十五条、第五十七條、第六十条ノ二、第六十一条(第一項第四号ヲ除ク)、第六十五条並ニ第七十条乃至第七十三条ノ二ノ規定ハ農林中央金庫ニ付テハ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ理事長(民法第五十九条並ニ産業組合法第二十七條、第二十八條及第三十三條ニ在リテハ理事長、副理事長及理事、同法第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長及副理事長)トシ同法中地方長官トアルハ主務大臣トシ同法第二十八條中選任及解任トアルハ解任トシ同法第三十条第一項中貸借対照表トアルハ貸借対照表、損益計算書トシ剰余金処分案トアルハ剰余金処分案又ハ損失処理案トス

第十一条第一項中「理事長」の下に、二、副理事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

長、理事を加え、同条第三項中、「副理事長及理事」を「及副理事長」に、「監事」を「理事及監事」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「徴セシテ五箇年以内ノ定期償還貸付」を「徴セシテ貸付又ハ手形ノ割引に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「所屬団体」の下に「又ハ第十四条ノ二ノ規定若ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者」を、「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 左ニ掲グル者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為スコト

イ 第五条第一項ニ掲グル団体

ロ 国、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人

ハ 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関

ニ 本邦内ニ住所又ハ居所（法人ニ在リテハ主たる事務所）ヲ有スル者以外ノ者

ホ 第十四条ノ二第一号乃至第三号ニ掲グル者又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者（イ、ロ及ハニ掲グル者ヲ除ク）

ヘ 第一号若ハ第二号ノ業務、第二項、第十四条若ハ第十四条ノ二ニ規定スル業務又は他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ノ業務ニ係ル債権ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於ケル当該債権ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

ト 第三号ノ業務ノ相手方タル者（継続的取引關係ヲ有スル者ニ限ル）

チ 農林債券ノ応募者（応募ヲ為サントスル者ヲ含ム）又ハ買入ヲ為サントスル者

リ 国債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券（以下「国債等」ト謂フ）ノ所有者

又 電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ農林中央金庫ガ第十一号ノ

規定ニ依リ其ノ業務ノ代理ヲ為シタルモノ
ル 第十一号ノ規定ニ依ル業務ノ代理ニ係ル貸付ヲ受ケタル者

第十三条第一項中第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項第八号ノ二中「国債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券（第十四条ノ四及第十五条第一号ニ於テ「国債等」ト謂フ）を「国債等」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第八号ノ三中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ二」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「法人」の下に「電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「又ハ所屬団体」を「所屬団体」に、「若ハ出資者」を「又ハ出資者」に改め、「定ムルモノ」の下に「其ノ他第十四条ノ二ノ規定又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者」を加え、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 所屬団体ヲ相手方トシテ金銭債権（譲渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルルモノヲ含ム以下同ジ）ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト

第十三条第二項中「前項第十号」を「前項第十一号」に、「所屬団体」を「同項第二号ニ掲グル者」に改め、同条第三項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改める。

第十四条第一項中「乃至第三号」を削り、同条第二項を削る。

第十四条ノ二を削る。

第十四条ノ三中「乃至第三号」を削り、「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 左ニ掲グル者ニ対シ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

イ 第五条第一項ニ掲グル団体

ロ 農林水産業ヲ営ム者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

ハ 国
ニ 銀行其ノ他ノ金融機関

第十四条ノ三第二号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ハニ掲グル法人ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付、手形ノ割引又ハ当座預金貸越）を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 証券業者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

第十四条ノ三第四号中「農林債券」の下に「又ハ国債等」を加え、「主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該債券」を「命令ノ定ムル所ニ依リ当該農林債券又ハ国債等」に、「短期貸付」を「貸付」に改め、同条第十四条ノ二とする。

第十四条ノ四第一項中「乃至第三号」を削り、「左ノ」を「左ニ掲グル」に、「第十三条第一項第七号乃至第八号ノ三及第十号」を「第十三条第一項第五号乃至第九号及第十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 金銭債権（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト

第十四条ノ四第二項中「前項第二号」の下に「又ハ第三号」を加え、同条第十四条ノ三とし、同条の次に次の一号を加える。

第十四条ノ四 農林中央金庫ハ第十四条ノ二ノ規定ニ依リ貸付ヲ為シタル者其ノ他ノ貸付先ノ為ニ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 地方債又ハ社債其ノ他ノ債券ノ募集ノ受託ヲ為スコト

二 担保附社債信託法ニ依リ担保附社債ニ関スル信託業務ヲ為スコト

農林中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ関シテハ商法、担保附社債信託法及商法中改正法律施行法並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ会社又ハ銀行ト看做ス

第十五条中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同条第一号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を「命令

ヲ以テ定ムル」に、「前条」を「第十四条ノ三」に改め、同条第二号中「銀行」の下に「其ノ他ノ金融機関」を加え、同条に次の二号を加える。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭信託ヲ為スコト

四 前二号ニ掲グル方法ノ外命令ヲ以テ定ムル金銭債権（証書ヲ以テ表示セラルルモノニ限ル）ノ取得ヲ為スコト

第二十四条中「農林中央金庫」の下に「定款ヲ以テ定ムル額ニ達スル迄」を加え、「積立ツベシ」を「積立ツベシ」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ定款ヲ以テ定ムル額ハ資本金ノ額ノ二分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第一項ノ準備金ハ損失ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第五章中同条の次に次の二条を加える。

第二十四条 農林中央金庫ハ損失ヲ填補シ前条第一項ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ剰余金ノ配当ヲ為スコトヲ得ズ

剰余金ノ配当ハ定款ノ定ムル所ニ依リ払込済出資額又ハ所屬団体ニ対シ取扱ヒタル事業ノ分置ニ応ジテ之ヲ為スベシ

払込済出資額ニ対スル配当ハ命令ヲ以テ定ムル割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十四条ノ二 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ヲ記載シタル業務報告書ヲ作成シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

業務報告書ノ記載事項、提出期日其ノ他業務報告書ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

「第六章 監督及補助」を「第六章 監督」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条 農林中央金庫ノ定款ノ変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十七条 削除

第三十一条中「制限」の下に「財産ノ供託」を

加える。

第三十二条中「主務大臣ノ命令」を「法令ニ基ク主務大臣ノ処分」に、「業務ノ停止又ハ」を「出資者總會ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ」に、「若ハ監事ノ改任」を「監事若ハ清算人ノ解任」に改める。

第七章を第八章とし、第三十二条の次に次の章名を付する。

第七章 雜則

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 本法ニ基キ命令ヲ制定シ又ハ改廃スル場合ニ於テハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廃ニ伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラルル範圍内ニ於テ所要ノ経過措置(罰則ニ関スル経過措置ヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ得

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 農林中央金庫ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ農林中央金庫ノ業務ノ範圍外ニ於テ貸付若ハ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ農林中央金庫ノ財産ヲ処分シタルトキハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス
前項ノ規定ハ刑法ニ正条アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条ノ二 左ノ場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ爲シタル農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第二十四条ノ二ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出を爲サズ又ハ之ニ記載スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ付不実ノ記載を爲シタルトキ
二 第二十八条ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ
三 第二十九条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員農林中央金庫ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外農林中央金庫ニ対シ同

項ノ刑ヲ科ス

第三十五条中「於テハ」の下に「其ノ違反行為ヲ爲シタル」を加え、「又ハ監事ヲ三万円」を「監事又ハ清算人ハ三十万円」に改め、同条各号列記以外ノ部分に次のただし書を加える。
但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五条第五号を同条第十四号とし、同条第十四号中「第十七条第一項又ハ」を削り、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第二十三条第一項ノ規定ニ反シ準備金ヲ積立テザルトキ
十三 第二十四条ノ規定ニ反シ剰余金ヲ処分シタルトキ

第三十五条中第三号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。
十 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ反シ農林債券ヲ発行シタルトキ

第三十五条中第二号を第八号とし、第一号の次に次の六号を加える。
二 官庁又ハ出資者總會若ハ總代会ニ対シ不実ノ申立ヲ爲シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ
三 本法ニ依ル出資者總會又ハ總代会ノ招集ヲ怠リタルトキ

四 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項を記載セズ若ハ不実ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正当ノ理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ
五 第四条第四項ノ規定ニ反シ届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ
六 第七条第一項ノ政令ニ反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
七 第十一条ノ二ノ規定ニ反シ他ノ報酬アル職務又ハ營業ニ従事シタルトキ

第三十五条に次の五号を加える。
十五 第八条ニ於テ準用スル民法(以下「民法」ト謂フ)第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

十六 民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十七 民法第七十九条第一項ノ期間内ニ債権者ニ弁済ヲ爲シタルトキ
十八 第八条ニ於テ準用スル産業組合法(以下「産業組合法」ト謂フ)第四十条又ハ第四十一条ノ規定ニ反シ出資一口ノ金額ヲ減少シタルトキ

十九 産業組合法第四十三条、第四十五条、第四十八条又ハ第七十二条ノ規定ニ反シタルトキ
本則中第三十五条の次に次の一条を加える。
第三十五条ノ二 第六条ノ規定ニ反シタル者ハ十

万円以下ノ過料ニ処ス
第四十一条を次のように改める。
第四十一条 農林中央金庫法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)ノ施行後ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ總務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号ノ規定並ニ同条第十三号及第十四号ノ規定(國ノ委任又ハ補助ニ係ル業務ニ関スル事務ニ係ル部分ヲ除ク)ハ之ヲ適用セズ

農林中央金庫法の一部を改正する法律ノ施行後ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ總務庁設置法ヲ除クノ外他ノ法令中特別ノ法律ニ依リ特別ノ設立行為ヲ以テ設立セラレタル法人ニ関スル規定ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ適用セズ

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範圍内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更及び次項ただし書の決議について必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行うことができる。

3 この法律の施行の際現に農林中央金庫の副理事長又は理事である者は、それぞれその際この法律による改正後の農林中央金庫法(以下「新法」という)第十一条第一項の規定により副理事長又は理事として選任されたものとみなす。ただし、その選任されたものとみなされる副理事長又は理事の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範圍内において出資者總會の決議により定める日までとする。

4 新法第七条の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の農林中央金庫法(以下「旧法」という)の規定によつて生じた効力を妨げない。

5 この法律の施行前にした旧法の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、新法第七条の規定の適用については、同条第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

6 旧法第七条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第九十七条の規定による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基づく政令の規定による登記簿とみなす。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正)
9 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。別表乙号第十七号を次のように改める。
十七 削除

(消費生活協同組合法の一部改正)
10 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第百九条第二号中「第七条」を「第八条」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

11 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第八十九号中「農林中央金庫」を削り、同條第九十六号中「水産業協同組合」の下に「農林中央金庫」を加える。

（農業近代化資金助成法の一部改正）

12 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二二号）の一部を次のように改正する。

第三條の三中「第十四條ノ三」を「第十四條ノ二」に改め、「同條第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付）」とあり」を削り、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ハニ掲グル法人ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付）」を「貸付」に、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」を「貸付」に改める。

（漁業近代化資金助成法の一部改正）

13 漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五條中「第十四條ノ三」を「第十四條ノ二」に改め、「同條第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付）」とあり」を削り、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ハニ掲グル法人ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付）」を「貸付」に、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」を「貸付」に改める。

（農村地域工業導入促進法の一部改正）

14 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「償還期限が十年以内の」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

理由

農林中央金庫について、その経営の自立化及び

活性化を図るため、出資資格者から政府を削除するほか、その業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ずるとともに、最近における金融環境の変化に対応してその機能を發揮し得るよう、所属団体への貸付けの条件等に関する制限を撤廃するほか、貸付業務、預金業務その他の業務の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年五月八日印刷

昭和六十一年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P